

平成29年5月12日

市政記者各位

福岡市交通局

## 地下鉄七隈線延伸工事に伴う道路陥没事故に係る 損害賠償の早期解決に向けた体制強化について

地下鉄工事に伴う道路陥没事故被害者への損害賠償の早期解決に向けた福岡市の体制強化について、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### ○ 体制強化について

被害者への賠償については、福岡市交通局と大成・佐藤・森本・三軌・西光建設工事共同企業体とが協力して被害者との賠償協議に取り組んできたところであり、本年4月1日には道路下水道局用地部の職員3名を兼任配置し、実施体制の強化を図ったところです。

今回、被害者との賠償協議をより加速させるために、5月12日から交通局において3名の職員を追加配置し、早期解決に向け取り組んでまいります。

(参考) 損害賠償協議の進捗状況について (平成29年5月11日現在)

区分	賠償請求	賠償額提示	賠償額合意
建物及び工作物への損害	9	8	8
避難勧告及び交通規制により 建物が使用できなかったこと による損害	171	162	117
ライフライン停止による損害	168	149	115
合計	348	319 (92%)	240 (69%)
金額合計		3億8,787 万円余	3億4,798 万円余

※ 賠償請求は、賠償額算定の根拠となる資料の提出があったもの

損害賠償についてお問合わせいただいた中には、上記の外に資料の提出がない方が74件おられますが、これらの皆様に対しましては、今後とも、適宜状況を確認するなど、丁寧に対応してまいります。

<問い合わせ先>

福岡市交通局事故損害補償担当  
前野，馬場

電話 092-732-4151  
(内線140-4151)